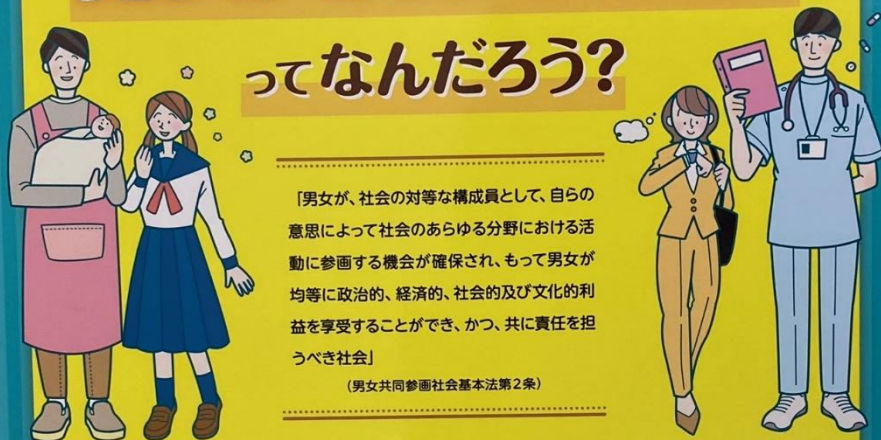


男女共同参画社会



ってなんだろう？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

(男女共同参画社会基本法第2条)

つまり

女性も男性も全ての個人が、互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性や能力を十分発揮することができる社会

男女共同参画社会が実現したら…

女性も男性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

家庭生活の充実

地域力の向上

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

広島市では、
「第3次広島市男女共同参画基本計画」を策定し、
男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます

計画の目的	広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の方向性と内容を明らかにします。
計画期間	令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで
計画において目指す社会	広島市が都市像として掲げる「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである、性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

本市が目指すべき姿

国際平和文化都市

- 世界に響く平和のまち
- 国際的に開かれた活力あるまち
- 文化が息づき豊か、市民を笑顔にするまち

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協働による取組

第3次広島市男女共同参画基本計画の推進

第3次広島市男女共同参画基本計画は、広島市ホームページでご覧いただけます。

広島市ホームページ
男女共同参画基本計画

検索

または、こちらから
スマートフォン用のコンテンツにリンクします



第3次広島市男女共同参画基本計画では、 5つの基本方針を掲げ、施策を推進しています



持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられた、令和12年(2030年)を年限とする17の国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、開発途上国だけでなく先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

本計画に関連する
SDGs



基本方針 ① あらゆる分野における政策・方針の立案 及び決定への女性の参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が社会の対等な構成員として参画することが大変重要です。

広島市自らが引き続き女性登用に積極的に取り組むとともに、国・県と連携して企業や地域団体などに働き掛けを行い、様々な分野で女性がその持てる能力をいかに発揮できるよう、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較



日本の管理的職業従事者に占める女性の割合は、諸外国と比較して低水準にとどまっています。

世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」^{※1}でも、日本は156か国中120位(2021年)となっています。

※1…ジェンダー・ギャップ指数:経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。

総務省「労働力調査(基本集計)」,ILO「ILOSTAT」より作成(日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー、アメリカ、イギリス、フィリピンは令和2年(2010年)のデータ、その他の国は平成30年(2018年)の数値。)

広島市の課長級以上の管理職に占める女性の割合は、令和2年(2020年)4月1日現在、13.6%となっています。

広島市では、「広島市女性職員活躍推進プラン」(女性活躍推進法^{※2}に基づく特定事業主行動計画)を策定し、女性の登用に積極的に取り組んでいます。

管理職に占める女性の人数と割合の推移



※2…女性活躍推進法:平成27年(2015年)9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」。女性の採用・登用、能力開発のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるなど、女性の活躍を推進する。

基本方針 ② 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

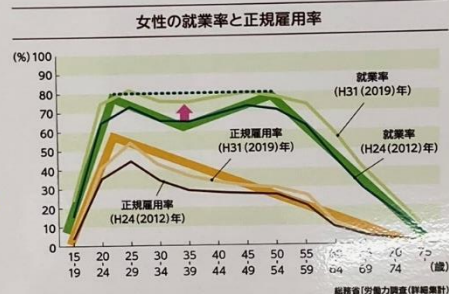
女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」の解消が課題とされてきましたが、第1子出産後に就業を継続する女性の増加により、M字の底が浅くなりつつあります。

しかし、その就業内容を見ると、正規雇用で働く女性の比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下を続けるという「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。

広島市においては、男女が共にその個性や能力を十分に発揮することができる働きやすい職場づくりや、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めています。

結婚・出産期に当たる年代を底辺とする「M字カーブ」の底は浅くなりつつありますが、正規雇用の女性の比率が20歳代後半でピークを迎えた後、低下していきます。

女性の働き方が依然としてフルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化し、出産後、育児等との両立のため非正規雇用を選択せざるを得ない女性が多いためと考えられます。



家庭における役割分担



こうしたことが起こる背景には、家事や育児、介護など、家庭における役割の多くを女性が担っている現状があります。

女性が、職業生活と家庭生活を両立させて働き続けるためには、育児支援制度など職場環境の整備、保育園の待機児童解消など子育て支援策の充実とあわせて、男性の家事・育児などへの参画が必要です。

■ 夫が中心 ■ どちらかといえば夫が中心
■ どちらかといえば妻が中心 ■ 妻が中心
■ それ以外の家族など ■ 無回答

【広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)】

基本方針 ③ 安心して暮らせる社会の実現

ひとり親家庭、貧困などの問題を抱える人のほか、高齢者や障害者、外国人市民など様々な生活上の困難を抱える人々、性的指向や性自認に関することで困難を抱える人への正しい理解や支援を促進し、安心して生活することができる社会を作っていくことが必要です。

また、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で、それを享受することのできる権利であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の浸透も重要です。



基本方針 ④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

DV(配偶者や交際相手からの暴力)やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。特にDV対策については、暴力を許さない市民意識の醸成や、被害者への相談支援の充実などに取り組んでいます。

過去5年の間に配偶者や交際相手から「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、女性が9.4%、男性が5.6%となっています。

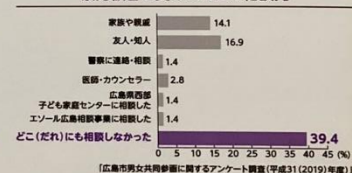


暴力は、「殴る・蹴る」などの身体的暴力のほか、「大声で怒鳴る・バカにする」「メール・LINEなどや行動をチェックする」などの精神的暴力、「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力があります。

また、暴力被害を受けたあと、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた人の割合が一番多く、4割弱となっています。

早い段階で相談に結びつけることができるよう、DVに関する意識啓発と相談窓口の周知をより一層行い、警察などの関係機関と連携して、DV防止に向けた取組を進めています。

暴力被害を受けたあとの相談先



DVに関する相談は、広島市配偶者暴力相談支援センターまで

DVに関する情報は、広島市ホームページでもご覧いただけます

広島市ホームページ

DV被害者支援

検索

または、こちらから

スマートフォン用のコンテンツにリンクします

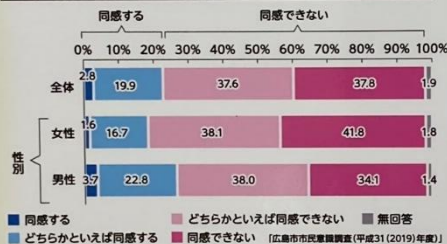


基本方針 ⑤ 男女の人権を尊重する市民意識の醸成



男女共同参画に関する様々な問題の背景には、「男は仕事、女は家庭」といった、性別によって役割を固定する考え方(固定的性別役割分担意識)があります。固定的性別役割分担意識は、いまだに根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっているため、この意識の解消に向けて、生涯学習や広報・啓発活動の充実を図るなど、社会全体で取り組むことが重要です。

性別に基づく固定的役割分担意識
～「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「男は仕事、女は家庭」といった考え方に
「同意する」と答えた人の割合

	女性	男性
平成26年度 (2014年度)	30.8%	40.2%
平成31年度 (2019年度)	16.7%	34.1%

【広島市市民意識調査(平成31(2019)年度)】

「男は仕事、女は家庭」といった考え方に「同意する」と答えた人の割合は、女性が18.3%、男性が26.5%で、女性よりも男性のほうに根強く残っています。

以前と比べると、「同意する」と答えた人の割合は、男女共に減ってきていますが、こうした意識の解消に向け、社会全体で取り組んでいく必要があります。

特に、未来を担う子どもが、男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できる大人に育っていくよう、長期的な視野に立て、教育・啓発に取り組めます。

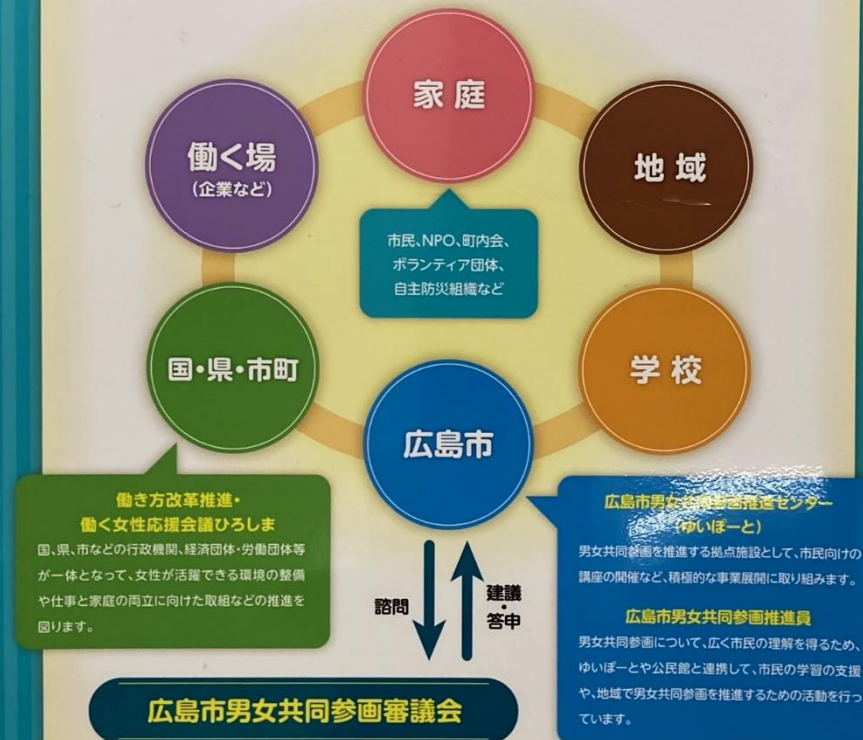
広島市では、男女共同参画についての意識を育み高めるため、男女共同参画啓発冊子を作成して小中学生に配付し、授業の時間などを通じて、若年層からの男女共同参画意識の啓発を図っています。



男女共同参画を推進するための施策は、

広範囲にわたっています。

このため、市民や地域団体、企業などと連携・協働して
取組を推進していきます。



広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL:082-504-2108 FAX:082-504-2609
e-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp

広島市男女共同参画推進
シンボルマーク

広島市の「ひ」と「し」を「男女」にデザインし、性別にとらわれない生き方や対等な男女をイメージしています。

